

少年法の適用年齢引下げに反対する理事長声明

令和元年（2019年）8月16日

一般社団法人 日本子ども虐待防止学会

理事長 奥山 真紀子



現在、法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会において、少年法における「少年」の年齢を18歳未満とすること等の議論がなされています。

少年法は、非行を犯した子どもに直接働きかけるとともに、子どもを取り巻く環境を調整し、何より子どもが再び非行をしないようにするために、家庭裁判所が中心となって、医学、心理学、教育学、社会学等専門的観点から総合的な対応することを定めています。

現行少年法が20歳未満の者を対象としているところ、令和4年（2022年）4月から民法の成年年齢が18歳とされることを受け、少年法の適用年齢を18歳未満に引き下げるこの是非が部会で議論されています。仮に引下げがなされれば、現在少年法に基づいて措置がなされている少年のうち3分の1以上が、少年法特有の再非行防止のための措置を受けることができなくなります。

ところで、平成30年版犯罪白書によると、平成29年における少年院入院者の保護者等からの被虐待経験のあるものは、33%（うち女子に関しては56%）にのぼっています。ここでいう被虐待経験の有無及び内容は、入院段階における少年院入院者自身の申告等により把握できたものに限られるもので、その実数はもっと多いものと考えられます。

被虐待経験がアタッチメントの形成を阻害し、心理的な発達に深刻な影響を及ぼし、ひいては子どもが非行に至るリスクを高めることは、すでに様々な知見によって明らかになっています。近年は、脳科学の立場からも、早期幼児期から反復的に強いストレスにさらされる児童虐待が、記憶系や衝動抑制系をはじめとする子どもの脳の発達に変化を生じさせ、その結果、非行への親和性が増すとの指摘もなされています。非行少年の相当部分に被虐待経験があるという統計は、このような研究によって裏づけられると考えられます。

このような被虐待経験のある非行少年に対しては、愛着の再形成や親子関係調整を含めた家族支援といった視点が不可欠となります。しかしながら、少年法が適用されなくなると、このような視点からのきめ細やかな対応は著しく困難になってしまうでしょう。18歳、19歳の少年は、未だ脳が成熟する過程にあり、環境によって大きな変化が期待できる可塑性を有しています。20歳未満の少年に対しては、教育的な働きかけ、環境への働きかけが大きな効果を期待できるのであり、これを後退させる改正は、不適切というほかありません。

部会においても、現行の少年法が18歳、19歳の少年も含め、少年に有効に機能していることは、共通の認識となっています。民法の成年年齢が18歳となつても、飲酒・喫煙、公営ギャンブル等については、20歳以上とする適用年齢が維持される中、少年法の適用年齢を、民法の成年年齢を意識し、18歳未満とする根拠はありません。

当学会は、虐待される子どもとその家族の心身の健康、福祉及び人権の向上を図ることを目的として、様々な活動を積み重ねてきましたが、少年法の適用年齢の引下げは、虐待を受け、それを背景として非行に至ってしまった子どもへの支援が著しく後退することになり、再非行の防止という観点からも適当ではありません。

当学会は、少年法の適用年齢の引下げに反対します。